

議案第10号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会
教育長の給与等に関する条例の一部改正について

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月23日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育
長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第5条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第4条 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第5条の3第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例(以下「改正後の市長等の給与等条例」という。)第5条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長の給与等条例」という。)第5条第2項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の市長等の給与等条例第5条第2項の規定及び改正後の教育長の給与等条例第5条第2項の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第2項の規定及び第3条の規定による改正前の北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条第2項の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長等の給与等条例第5条第2項の規定及び改正後の教育長の給与等条例第5条第2項の規定による期末

手当の内払とみなす。